

事務連絡
平成25年5月31日

公益社団法人日本建築士会連合会
社団法人日本建築士事務所協会連合会
社団法人日本建築家協会
社団法人日本建設業連合会
社団法人全日本建築士会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認に関する
建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

一級建築士でない者が一級建築士と詐称する事案の再発防止の観点や、建築士定期講習の未受講者に対する受講促進の観点から、平成25年1月より、建築主事及び指定確認検査機関において、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成24年12月3日付け国住指第3329号等）により、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認することを要請しているところです。

今般、上記のうち建築士の免許登録の有無を確認する方法について法令に位置付けるため、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令及び「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号）の一部を改正する件について、平成25年5月30日に公布、同年7月1日から施行することとしました。

また、本件に関しまして、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添の技術的助言を送付しているところです。

貴職におかれましては、これらの措置について会員に対して周知を行い、建築士法の円滑な施行にご協力いただきますようお願い申し上げます。